

周南市燃料電池自動車普及促進補助金

この補助金は、市内の燃料電池自動車の普及促進を通じて、水素エネルギーを活用した水素先進都市の実現を図ることを目的とする。

○補助対象者

1. 市内に住所、事務所又は事業所を有する個人
2. 市内に事務所又は事業所を有する法人
3. 1.の個人又は2.の法人と補助金の交付対象となる燃料電池車に係るリース契約等を締結したリース事業者

○補助対象自動車

1. 令和8年3月2日から令和9年3月1日までに初度登録された燃料電池自動車
2. 主として市内を走行する車両
など

○補助金額 ※（一社）次世代自動車振興センターが定める補助金交付額の変更により、補助金額が変わる可能性があります。

1台当たり定額50万円に、50万円又は（一社）次世代自動車振興センターが「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則」に定める当該車両に係る定価に100分の5を乗じて得た額のいずれか低い額を加算した額（予算の範囲内において補助）とする（上限100万円）。

○申請の流れ

①交付申請 → 市より交付決定通知発行 → ②補助金請求 → 補助金の支払い

※申請締切：令和9年3月1日（月）

○提出書類

① 交付申請	・補助金交付申請書（様式第1号） ・誓約書 ・同意書 ・市税の滞納のない証明書（申請時点において発行から3月以内） ・自動車検査証記録事項の写し ・請求書又は契約書の写し ・領収書、銀行が発行する振込証明書の写し（下取車の価格を購入金額の全てに充当した場合は、その内容が確認できる書類の写し） （法人の方） ・周南市内に事務所又は事業所を有することを証する書類（所在証明書） （個人事業者の方※1） ・申請時における直近年分の確定申告書の写し※2 （リース業者の方） ・購入車両に係るリース契約書の写し ・購入車両に係るリース料金の算定根拠を示す書類の写し
② 補助金請求	・補助金請求書

※1 市内に事務所又は事業所を有し、市外に住所を有する個人事業者

※2 確定申告をしたことがない場合は、税務署の受付印のある個人事業の開業・廃業等届出書の写し

○財産処分の制限

この補助金の交付により取得した財産は、取得から4年間は交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付、廃棄又は担保に供してはならない。

【お問合せ】 商工振興課 コンビナート脱炭素推進室（TEL：0834-22-8837）